

半 期 報 告 書

(第134期中)

鳥居薬品株式会社

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3 【経営上の重要な契約等】	4
第3 【提出会社の状況】	5
1 【株式等の状況】	5
2 【役員の状況】	7
第4 【経理の状況】	8
1 【中間財務諸表】	9
2 【その他】	18
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	18

期中レビュー報告書

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年8月7日
【中間会計期間】	第134期中(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
【会社名】	鳥居薬品株式会社
【英訳名】	TORII PHARMACEUTICAL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 近藤 紳雅
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号
【電話番号】	03-3231-6811 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 萩原 知仁
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号
【電話番号】	03-3231-6811 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 萩原 知仁
【縦覧に供する場所】	鳥居薬品株式会社 関東信越支社 (さいたま市中央区新都心11番地2 (明治安田生命さいたま新都心ビル ランド・アクシス・タワー)) 鳥居薬品株式会社 中部支社 (名古屋市中区丸の内一丁目17番29号 (メイフィス丸の内ビル)) 鳥居薬品株式会社 関西支社 (大阪市中央区本町二丁目1番6号 (堺筋本町センタービル)) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第133期 中間会計期間	第134期 中間会計期間	第133期
会計期間	自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月30日	自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日	自 2024年 1 月 1 日 至 2024年12月31日
売上高 (百万円)	28,309	31,379	60,426
経常利益 (百万円)	2,985	3,468	6,926
中間(当期)純利益 (百万円)	2,221	2,588	5,042
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	—	—	—
資本金 (百万円)	5,190	5,190	5,190
発行済株式総数 (株)	28,800,000	28,800,000	28,800,000
純資産額 (百万円)	120,443	122,476	121,533
総資産額 (百万円)	134,344	141,720	140,664
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	79.04	92.08	179.38
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	60.00	—	120.00
自己資本比率 (%)	89.7	86.4	86.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,918	2,443	3,639
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△2,512	2,788	△3,571
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△2,152	△1,760	△3,944
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	32,934	34,277	30,805

(注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社の企業集団（当社及び親会社）において営まれている事業の内容について重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は以下のとおりです。

（その他の関係会社の異動）

当中間会計期間において、塩野義製薬株式会社は当社株式に対する公開買付けにより当社のその他の関係会社となっております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績

当中間会計期間の経営成績につきましては、以下のとおりです。

	2024年12月期 中間会計期間 (百万円)	2025年12月期 中間会計期間 (百万円)	増減額 (百万円)	増減率 (%)
売上高	28,309	31,379	3,070	10.8
営業利益	3,141	3,152	11	0.4
研究開発費控除前営業利益	4,504	5,134	630	14.0
経常利益	2,985	3,468	483	16.2
中間純利益	2,221	2,588	366	16.5

(注) 中期経営計画の利益面の計数指標としては、将来の導入品獲得に向けて、当面は研究開発投資を積極的に実施することから、研究開発費控除前営業利益を設定しております。

売上高は、皮膚疾患領域及びアレルギー領域における販売数量の伸長等により、31,379百万円と前中間会計期間に比べ3,070百万円（10.8%）増加しました。

各フランチャイズ領域における主要な製品・商品の販売状況につきましては、以下のとおりです。

- ・腎・透析領域におきましては、「リオナ（高リン血症治療剤、鉄欠乏性貧血治療剤）」が3,925百万円と前中間会計期間に比べ135百万円（3.6%）増加しましたが、その他は主に「レミッチ（透析患者における経口そう痒症改善剤）」が長期収載品の選定療養制度の導入を含む後発品及び競合品の影響に加え薬価改定により減少したことから947百万円と前中間会計期間に比べ707百万円（42.7%）減少しました。
- ・皮膚疾患領域におきましては、「コレクチム（アトピー性皮膚炎治療剤）」は4,526百万円と前中間会計期間に比べ148百万円（3.4%）、「アンテベート（ステロイド外用薬）」は2,779百万円と前中間会計期間に比べ201百万円（7.8%）、「ロコイド（ステロイド外用薬）」は1,140百万円と前中間会計期間に比べ218百万円（23.7%）増加しました。また、「ブイタマー（アトピー性皮膚炎治療剤、尋常性乾癬治療剤）」は2024年10月に販売を開始しており、前中間会計期間に比べ1,234百万円増加しました。
- ・アレルギー領域におきましては、「シダキュア（スギ花粉症のアレルゲン免疫療法薬）」は6,537百万円と前中間会計期間に比べ784百万円（13.6%）、「ミティキュア（ダニアレルギーのアレルゲン免疫療法薬）」は5,799百万円と前中間会計期間に比べ613百万円（11.8%）増加しました。

費用面におきましては、売上原価は、販売数量の伸長及び「ブイタマー」等の廃棄損失の見込計上を主因として17,614百万円と前中間会計期間に比べ1,912百万円（12.2%）増加し、販売費及び一般管理費は、研究開発活動の進捗による研究開発費の増加及び「ブイタマー」の普及活動等による販売促進費の増加に加え、塩野義製薬株式会社による当社株式に対する公開買付けに関連する費用等により10,613百万円と前中間会計期間に比べ1,146百万円（12.1%）増加しました。

以上の結果、営業利益は、3,152百万円と前中間会計期間に比べ11百万円（0.4%）増加しました。経常利益は、営業外費用の投資事業組合運用損が減少したこと等により、3,468百万円と前中間会計期間に比べ483百万円（16.2%）増加しました。中間純利益は経常利益が増加したことにより、2,588百万円と前中間会計期間に比べ366百万円（16.5%）増加しました。

なお、研究開発費控除前営業利益は5,134百万円と前中間会計期間に比べ630百万円（14.0%）増加しました。

(2) 財政状態

当中間会計期間末の総資産は、141,720百万円と前事業年度末に比べ1,056百万円（0.8%）増加しました。これは、有価証券が10,993百万円、受取手形及び売掛金が3,246百万円、投資有価証券が1,030百万円減少しましたが、流動資産のその他に含まれる資金の預託が8,954百万円、商品及び製品が1,815百万円、現金及び預金が1,518百万円、原材料及び貯蔵品が1,263百万円、投資その他の資産のその他に含まれる長期前払費用が1,010百万円増加したこと等によるものです。

負債につきましては、19,244百万円と前事業年度末に比べ114百万円（0.6%）増加しました。

純資産につきましては、122,476百万円と前事業年度末に比べ942百万円（0.8%）増加しました。これは、剰余金の配当が1,686百万円、中間純利益が2,588百万円となったこと等によるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、34,277百万円と前事業年度末に比べ3,472百万円（11.3%）増加しました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、税引前中間純利益が3,462百万円、減価償却費が198百万円、売上債権の減少額が3,246百万円、未払金の増加額が1,779百万円となり、棚卸資産の増加額が3,079百万円、長期前払費用の増加額が1,015百万円、法人税等の支払額が958百万円となったこと等により2,443百万円の収入となりました。（前中間会計期間は2,918百万円の収入）

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、投資有価証券の取得による支出が8,015百万円となりましたが、投資有価証券の売却及び償還による収入が6,004百万円、有価証券の売却及び償還による収入が5,000百万円となったこと等により2,788百万円の収入となりました。（前中間会計期間は2,512百万円の支出）

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、主に配当金の支払額が1,686百万円となったことにより1,760百万円の支出となりました。（前中間会計期間は2,152百万円の支出）

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当中間会計期間の研究開発費の総額は1,982百万円です。

3 【経営上の重要な契約等】

当社は、2025年5月7日開催の取締役会において、塩野義製薬株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、上記取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続により、当社を公開買付者の完全子会社とすることを企図していること、及び当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	54,000,000
計	54,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2025年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2025年8月7日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	28,800,000	28,800,000	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は100株です。
計	28,800,000	28,800,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2025年6月30日	—	28,800,000	—	5,190	—	6,416

(5) 【大株主の状況】

2025年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本たばこ産業株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目1番1号	15,398.8	54.77
塩野義製薬株式会社	大阪府大阪市中央区道修町三丁目1番8号	10,977.0	39.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号	384.8	1.36
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋一丁目13番1号)	218.7	0.77
株式会社日本カストディ銀行(信託 口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	197.2	0.70
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	96.7	0.34
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀 行)	BAHNHOFSTRASSE 45 ZURICH SWITZERLAND 8098 (東京都千代田区丸の内一丁目4番5号)	36.5	0.12
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	31.9	0.11
BBH BOSTON CUSTODIAN FOR JAPAN VALUE EQUITY CONCENTRATED FUND A SERIES OF 620135 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決 済営業部)	HARBOUR PLACE, 4TH FLOOR, 103 SOUTH CHURCH STREET, GEORGE TOWN GRAND CAYMAN CAYMAN ISLANDS (東京都港区港南二丁目15番1号)	31.5	0.11
MORGAN STANLEY & CO. INTERNATIONAL PLC (常任代理人 モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町一丁目9番7号)	31.0	0.11
計	—	27,404.3	97.47

(注) 1. 2025年1月14日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に係る変更報告書において、エフィッシモ
キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディーが2025年1月7日現在で以下の株式を所
有している旨が記載されているものの、当社としては、2025年6月30日現在における実質所有状況の確認が
できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
エフィッシモ キャピタル マネージ メント ピーティーイー エルティー ディー	260 ORCHARD ROAD #12-06 THE HEEREN SINGAPORE 238855	1,378.9	4.79

2. 2025年7月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に係る変更報告書において、野村證券株式会社及びその共同保有者であるノムラ インターナショナル ピーエルシー及び野村アセットマネジメント株式会社が2025年6月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社としては、2025年6月30日現在における実質所有状況の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	14.6	0.05
ノムラ インターナショナル ピーエルシー	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM	267.4	0.93
野村アセットマネジメント株式会社	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	319.4	1.11
計	—	601.5	2.09

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 684,800	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 28,098,600	280,986	—
単元未満株式	普通株式 16,600	—	—
発行済株式総数	28,800,000	—	—
総株主の議決権	—	280,986	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式100株(議決権1個)が含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式25株が含まれております。

② 【自己株式等】

2025年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 鳥居薬品株式会社	東京都中央区日本橋本町 三丁目4番1号	684,800	—	684,800	2.37
計	—	684,800	—	684,800	2.37

(注) 自己株式は、2025年4月25日に実施した譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分により、4,762株減少しました。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当中間会計期間 (2025年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,319	4,838
受取手形及び売掛金	31,068	27,822
有価証券	39,979	28,985
商品及び製品	10,650	12,465
原材料及び貯蔵品	3,567	4,830
その他	6,055	16,049
流動資産合計	94,640	94,992
固定資産		
有形固定資産	2,451	2,558
無形固定資産	321	281
投資その他の資産		
投資有価証券	33,197	32,167
その他	10,052	11,721
投資その他の資産合計	43,249	43,888
固定資産合計	46,023	46,728
資産合計	140,664	141,720
負債の部		
流動負債		
買掛金	10,448	10,732
未払法人税等	1,075	982
賞与引当金	468	455
役員賞与引当金	27	11
その他	6,133	6,162
流動負債合計	18,153	18,344
固定負債		
退職給付引当金	394	374
その他	582	524
固定負債合計	976	899
負債合計	19,130	19,244
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,190	5,190
資本剰余金	6,473	6,487
利益剰余金	110,813	111,715
自己株式	△1,358	△1,353
株主資本合計	121,119	122,038
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	414	437
評価・換算差額等合計	414	437
純資産合計	121,533	122,476
負債純資産合計	140,664	141,720

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月30日)	当中間会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日)
売上高	28,309	31,379
売上原価	15,701	17,614
売上総利益	12,607	13,765
販売費及び一般管理費		
販売促進費	698	946
給料及び手当	2,091	2,109
賞与引当金繰入額	374	399
研究開発費	1,363	1,982
その他	4,938	5,175
販売費及び一般管理費合計	9,466	10,613
営業利益	3,141	3,152
営業外収益		
受取利息	157	250
受取配当金	53	74
その他	12	18
営業外収益合計	223	343
営業外費用		
支払利息	0	—
為替差損	119	1
投資事業組合運用損	250	22
その他	9	3
営業外費用合計	379	26
経常利益	2,985	3,468
特別損失		
固定資産除却損	8	6
特別損失合計	8	6
税引前中間純利益	2,976	3,462
法人税等	755	873
中間純利益	2,221	2,588

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月30日)	当中間会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	2,976	3,462
減価償却費	200	198
受取利息及び受取配当金	△210	△324
支払利息	0	—
投資事業組合運用損益 (△は益)	250	22
固定資産除売却損益 (△は益)	8	6
売上債権の増減額 (△は増加)	619	3,246
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△1,160	△3,079
仕入債務の増減額 (△は減少)	1,585	283
未払金の増減額 (△は減少)	△287	1,779
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△74	△285
長期前払費用の増減額 (△は増加)	236	△1,015
その他	△436	△1,238
小計	3,707	3,056
利息及び配当金の受取額	250	345
利息の支払額	△0	—
法人税等の支払額	△1,039	△958
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,918	2,443
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△5,999	—
有価証券の売却及び償還による収入	9,000	5,000
有形固定資産の取得による支出	△45	△70
無形固定資産の取得による支出	△14	△10
投資有価証券の取得による支出	△10,036	△8,015
投資有価証券の売却及び償還による収入	5,500	6,004
その他	△917	△118
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,512	2,788
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	△0	△5
配当金の支払額	△1,967	△1,686
リース債務の返済による支出	△184	△68
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,152	△1,760
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,746	3,472
現金及び現金同等物の期首残高	34,681	30,805
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 32,934	※1 34,277

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(第一種中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
現金及び預金勘定	3,182百万円	4,838百万円
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券)	26,000百万円	15,998百万円
資金の預託(流動資産その他)	3,752百万円	13,440百万円
現金及び現金同等物	32,934百万円	34,277百万円

(株主資本等関係)

前中間会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年3月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,967百万円	70.00円	2023年12月31日	2024年3月28日

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年7月31日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,686百万円	60.00円	2024年6月30日	2024年9月4日

当中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年3月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,686百万円	60.00円	2024年12月31日	2025年3月28日

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

当社は、医薬品事業の他に不動産賃貸収入がありますが、重要性が乏しいことからセグメント情報については記載を省略しております。

当中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

当社は、医薬品事業の他に不動産賃貸収入がありますが、重要性が乏しいことからセグメント情報については記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

		前中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
製商品売上高	腎・透析領域	5,444	4,872
	皮膚疾患領域	8,225	10,074
	アレルギー領域	11,019	12,398
	その他	3,475	3,908
その他の売上高		145	124
計		28,309	31,379

(注) その他の売上高に、顧客との契約から生じる収益以外の収益として不動産賃貸収入(前中間会計期間104百万円、当中間会計期間104百万円)が含まれています。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
1株当たり中間純利益	79円04銭	92円08銭
(算定上の基礎)		
中間純利益(百万円)	2,221	2,588
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る中間純利益(百万円)	2,221	2,588
普通株式の期中平均株式数(千株)	28,107	28,112

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(株式併合並びに単元株式数の定めの変更及び定款の一部変更)

当社は、2025年7月10日開催の取締役会において、2025年8月8日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集し、本臨時株主総会に、株式併合に関する議案並びに単元株式数の定めの変更及び定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしました。

1. 株式併合について

(1) 株式併合の目的及び理由

当社が2025年5月7日に公表した「塩野義製薬株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（その後の訂正を含み、以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、塩野義製薬株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、株式会社東京証券取引所プライム市場に上場している当社株式の全て（但し、公開買付者が直接所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社を公開買付者の完全子会社とするための取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、2025年5月8日から2025年6月18日までの30営業日を公開買付けにおける買付等の期間とする当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたしました。

なお、本意見表明プレスリリースに記載のとおり、本取引は、①公開買付者による本公開買付け、②本公開買付けの成立後に公開買付者が本公開買付けにより当社株式の全て（但し、日本たばこ産業株式会社（以下「日本たばこ産業」といい、公開買付者及び日本たばこ産業を総称して以下「公開買付関係者」といいます。）が所有する当社株式15,398,800株（所有割合（注1）：54.78%。以下「不応募合意株式」といいます。）及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合に、当社の株主を公開買付関係者のみとするために当社が行う会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第180条に基づく、2025年9月1日を効力発生日として、当社株式について1,924,850株を1株に併合する旨の株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）、③本株式併合の効力発生後に当社が実施する不応募合意株式の取得（以下「本自己株式取得」といいます。）を実施するために必要な資金及び分配可能額を確保するために行う公開買付者による当社に対する資金提供（当社に対する貸付け、公開買付者を引受人とする第三者割当増資（注2）その他の方法によることを予定しているとのことです。）並びに会社法第447条第1項及び第448条第1項に基づく当社の資本金及び資本準備金の額の減少（以下「本減資等」といいます。）（注3）、並びに④本自己株式取得から構成され、最終的に当社の株主を公開買付者のみとすることを企図しているとのことです。

(注) 1. 「所有割合」とは、2025年6月30日現在の発行済株式総数（28,800,000株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（684,825株）及び当社が今後自己株式として無償取得を行う予定の譲渡制限付株式数（2,780株）を控除した株式数（28,112,395株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。

2. 公開買付者によると、このような第三者割当増資を行う場合、公開買付け価格の均一性（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第27条の2第3項）の趣旨に抵触しないよう、公開買付者による普通株式1株当たりの払込価額を決定する前提となる当社株式の評価は、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と同一の価格とし、かつ、払込価額が「特に有利な金額」（会社法第199条第3項）に該当しない金額（但し、本株式併合における当社株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定とのことです。）にする予定であり、本公開買付け価格よりも有利な条件が設定されるものではないとのことです。

3. 公開買付者は、本自己株式取得を実施するために必要な当社の分配可能額が確保されない場合に限り、当社に対して、本減資等の実施を要請する予定とのことです。

そして、当社が2025年6月19日に公表した「塩野義製薬株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びにその他の関係会社及び主要株主の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けの結果、本公開買付けの決済の開始日である2025年6月25日をもって、当社株式10,977,092株（所有割合：39.05%）を所有するに至りましたが、当社株式の全て（但し、不応募合意株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかったことから、当社は、公開買付者からの要請を受け、2025年7月10日開催の当社取締役会において、当社の株主を公開買付関係者のみとするため、本株式併合を本臨時株主総会に付議することといたしました。

なお、本株式併合により、公開買付関係者以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

(2) 本株式併合の要旨

① 株式併合の日程

本臨時株主総会基準日公告日	2025年6月10日（火）
本臨時株主総会基準日	2025年6月30日（月）
取締役会決議日	2025年7月10日（木）
本臨時株主総会開催日	2025年8月8日（金）（予定）
整理銘柄指定日	2025年8月8日（金）（予定）
最終売買日	2025年8月27日（水）（予定）
上場廃止日	2025年8月28日（木）（予定）
本株式併合の効力発生日	2025年9月1日（月）（予定）

② 株式併合の内容

・併合する株式の種類

普通株式

・併合比率

当社株式について、1,924,850株を1株に併合いたします。

・減少する発行済株式総数

28,799,986株

・効力発生前における発行済株式総数

28,112,395株

（注）効力発生前における発行済株式総数は、2025年6月30日現在の発行済株式総数28,800,000株から、当社が2025年7月10日の当社取締役会においてその消却を決議し、2025年8月29日付けで消却される予定の当社が所有する自己株式の株式数687,605株（2025年6月30日時点で当社が所有する全ての自己株式684,825株に、当社が今後自己株式として無償取得を行う予定の譲渡制限付株式2,780株を加えた株数に相当）を除いた株式数です。

・効力発生後における発行済株式総数

14株

・効力発生日における発行可能株式総数

56株

- ・ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

上記「1. 株式併合について」の「(1) 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、公開買付関係者以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。

当該売却について、当社は、当社株式が2025年8月28日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられること、及び本株式併合が当社の株主を公開買付者のみとすることを目的とした本取引の一環として行われるものであり、かかる目的との関係では公開買付者が端数相当株式の買受人となるのが整合的であることを踏まえ、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2025年8月31日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様の所有する当社株式の数に、本公開買付価格と同額である6,350円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 単元株式数の定め廃止について

(1) 廃止の理由

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は14株となり、単元株式数を定める必要がなくなるためです。

(2) 廃止予定日

2025年9月1日（予定）

(3) 廃止の条件

本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案及び単元株式数の定め廃止に係る定款の一部変更に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件といたします。

3. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の目的

- ① 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は56株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものです。
- ② 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は14株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株式についての権利）を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものです。

- ③ 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決された場合、本株式併合の実施に伴って、当社株式は上場廃止となるとともに当社の株主は公開買付関係者のみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供措置に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第12条（定時株主総会の基準日）及び第14条（電子提供措置等）を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>5,400万株</u>とする。 （单元株式数） 第7条 当社の单元株式数は、<u>100株</u>とする。 （单元未満株式についての権利） 第8条 当社の单元未満株式を有する株主は、<u>その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> 第9条～第11条 （条文省略） （定時株主総会の基準日） 第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年12月31日とする。</u> 第13条 （条文省略）	（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>56株</u>とする。 （削除） （削除） 第7条～第9条 （現行どおり） （削除） 第10条 （現行どおり）

現行定款	変更案
(電子提供措置等) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 第15条～第33条 (条文省略)	(削除) 第11条～第29条 (現行どおり)

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025年8月8日(予定)

定款変更の効力発生日 2025年9月1日(予定)

(4) 定款変更の条件

本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件といたします。

(自己株式の消却)

当社は、2025年7月10日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、当社が所有する自己株式687,605株(2025年6月30日時点で当社が所有する全ての自己株式684,825株に、当社が今後自己株式として無償取得を行う予定の譲渡制限付株式2,780株を加えた株数)を2025年8月29日をもって消却することを決議いたしました。

なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、2025年9月1日を効力発生日とする株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としており、消却後の当社の発行済株式の総数は、28,112,395株となります。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年7月31日

鳥居薬品株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

長

島

拓

也

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

池

田

徹

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている鳥居薬品株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第134期事業年度の中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、鳥居薬品株式会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。